

～ 先端設備等導入にかかる固定資産税の特例について ～

厳しい経営環境下においても投資などにチャレンジする中小・小規模事業者の後押しをするため町から認定を受けた先端設備導入計画に基づき取得した設備について一定の要件を満たす場合に、固定資産税の特例措置を設けています。

1. 軽減対象者

- 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ※ただし、大企業の子会社等を除く

2. 適用期間

- (1)～(4) 平成30年6月6日から令和5年3月31日まで
(5)～(6) 令和2年4月30日から令和5年3月31日まで

3. 軽減対象資産

- 一定期間内に販売されたモデル（中古資産は対象外です）
- 生産性の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上するもの

資産の種類	軽減対象資産
(1) 機械・装置	• 販売開始から10年以内のもの • 1台または1基の取得価額が160万円以上のもの
(2) 測定工具及び検査工具	• 販売開始から5年以内のもの • 1台または1基の取得価額が30万円以上のもの
(3) 器具・備品	• 販売開始から6年以内のもの • 1台または1基の取得価額が30万円以上のもの
(4) 建物付属設備	• 販売開始から14年以内のもの • 1台または1基の取得価額が60万円以上のもの
(5) 構築物	• 販売開始から14年以内のもの • 1台または1基の取得価額が120万円以上のもの
(6) 事業用家屋については、取得価額が120万円以上の新築家屋及び取得価額が300万円以上の先端設備とともに導入されたもの	

4. 軽減内容

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分限り課税標準額をゼロ

5. 申告時の添付書類（④は事業用家屋がある場合のみ必要）

- ① 認定を受けた「先端設備等導入計画」の写し
- ② 「先端設備等導入計画認定書」の写し
- ③ 各工業会による「生産性向上要件証明書」の写し
- ④ 建築確認済証、建物の見取り図、事業用家屋に設置する先端設備等の購入契約書の写し
- ⑤ 特例適用申告書（町ホームページからダウンロードできます）

※詳しくは中小企業庁ホームページをご覧ください。

問合わせ先

下諏訪町税務課資産税係

電話：27-1111（内線234）

mail：sisan@town.shimosuwa.lg.jp